

第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当て規定のある保険契約に対して、平成26年度決算に基づく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

．個人保険および個人年金保険

1．通常配当

- (1) 個人保険および個人年金保険（ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険、利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険を除きます。）

契約毎に次の ア．から カ．までの合計額とします。ただし、ア．、イ．、ウ．、エ．、オ．、カ．および「2．特別配当 (3)に基づく年金支払開始後の契約に対する特別配当」の合計額が負値となるときは、これを零とします。

ア．利差配当等

責任準備金に別表に定める利差配当率を乗じた額とします。ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

また、所定の年数を経過した契約に加算する配当は零とします。

イ．死差配当

零とします。

ウ．費差配当

零とします。

また、配当回数4回目以降の保険料払込中の契約に対して、契約単位で死亡保険金2,000万円超の部分についても零とします。さらに、終身保険および養老保険等の死亡保険金500万円超の部分に対しても、零とします。

エ．災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含みます。）に対する配当

零とします。

オ．疾病関係特約に対する配当

零とします。

カ．その他の特約に対する配当

零とします。

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険および5年ごと利差配当付医療保険

平成26年度決算に基づく割振額は、責任準備金（ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金のある契約については、当該部分を除いたもの、満了一時金付特定療養給付特約については、出産等に関する部分を考慮したものとします。）に別表に定める利差配当率を乗じた額とします。

なお、5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、契約日または直前の5年ごとの応当日以降、平成26年度末までの各事業年度末に割振られた利差配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます（負値となる場合は零とします）。

ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割り当てます。

(3) 利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険

責任準備金に別表に定める利差配当率を乗じた額とします。

2. 特別配当

会社所定の年数を経過した契約に対して、次の(1)、(2)および(3)の額とします。

- (1) 社員配当金特殊支払特則による払済養老保険買増しのための特別配当
零とします。
- (2) 消滅時特別配当
零とします。
- (3) 年金支払開始後の契約に対する特別配当
零とします。

. 団体定期保険および総合福祉団体定期保険

1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%ないし97%を乗じた額とします。ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については、零とします。

2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%ないし98.7%を乗じた額とします。

総合福祉団体定期保険年金払特約については、零とします。

．団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%ないし97%を乗じた額とします。ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については、「死亡・高度障害部分」と「死亡・高度障害・3大疾病部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については、死差益に10%ないし97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」については、死差益に7%ないし85%を乗じた額とします。

．団体終身保険（約款の規定に基づき、個人扱被保険者に移行した契約）

次の1．および2．の合計額とします（負値となる場合は零とします）。

- 1．責任準備金に利差配当率（1.25% - 予定利率）を乗じた額とします。
- 2．死差配当は零とします。

．心身障害者扶養者生命保険

次の1．および2．の合計額とします（負値となる場合は零とします）。

- 1．経過保険料積立金に利差配当率（1.50% - 予定利率）を乗じた額とします。
- 2．死差益に95%を乗じた額とします。

．企業年金保険、新企業年金保険および拠出型企業年金保険

次の1．から5．の合計額とします（負値となる場合は零とします）。

- 1．経過責任準備金に利差配当率（0.75% - 予定利率）を乗じた額とします。
- 2．死差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
- 3．費差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
- 4．責任準備金関係損益に係る配当額は零とします。
- 5．特別配当は零とします。

．勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険および財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

．財形年金保険

1．通常配当（利差配当等）

- (1) 年金支払開始日以前の契約
零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約
零とします。

2．特別配当

零とします。

．財形年金積立保険

零とします。

．医療保障保険

1．医療保障保険（個人型）

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率（年齢に応じて 10万円につき 1円ないし78円）を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円
疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円ないし590円

2．医療保障保険（団体型）

被保険者数に応じて、死差益に25%ないし70%を乗じた額とします。

XI．団体就業不能保障保険

被保険者数に応じて、死差益に10%ないし30%を乗じた額とします。

別表

利 差 配 当 率 等

対 象 契 約		利差配当率等
個人保険および個人年金保険（ただし以下の ~ を除く）		
予定利率3%以下の契約	1.65%以上	1.65% - 予定利率
	1.65%未満	1.55% - 予定利率
予定利率3%超4%以下の契約		1.45% - 予定利率
予定利率4%超の契約		1.25% - 予定利率
平成7年10月2日以後の普通養老保険の一時払契約		1.40% - 予定利率
平成10年6月2日以後の個人年金保険および 新個人年金保険の一時払契約（ただし以下の ~ を除く）		1.40% - 予定利率
平成10年6月2日以後の5年ごと利差配当付普通終身保険の一時払契約		
予定利率1.50%未満の契約		1.35% - 予定利率
予定利率1.50%以上の契約		1.40% - 予定利率
5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険（ただし以下の ~ を除く）		1.40% - 予定利率 (*1)
利率変動積立型終身保険(第一保険期間)および利率変動型積立保険		0%
年金開始後契約（個人年金保険、新個人年金保険および年金移行特約等）		1.40% - 予定利率 (*1)
一時払退職後終身保険		0%

(*1) 予定利率1.40%未満の契約については零とします。

注．予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。